

羽島市国土強靱化地域計画

「幸せ実感都市 はしま」を次世代に引き継ぐために

平成30年3月 策定

令和5年2月 改訂

羽 島 市

<目次>

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画期間	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1. 強靱化の理念	2
2. 基本目標	2
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	2
(1) 国土強靱化の取り組み姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	3
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	3
第2章 本市の地域特性	3
1. 市域の特色	3
2. 気候的特性	4
3. 社会経済的特性	5
(1) 人口	5
(2) 産業	5
(3) 土地利用	5
(4) 行財政	5
第3章 計画策定に際して想定するリスク	5
1. 風水害	5
(1) 水害	5
(2) 風害	5
2. 巨大地震	6
(1) 海溝型地震	6
(2) 内陸直下型地震	6
3. 密集火災	7
第4章 脆弱性評価	7
1. 脆弱性評価の考え方	7
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定	8

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	9
第5章 強靱化の推進方針	10
1. 推進方針の整理	10
2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	10
(1) 行政機能	10
(2) 住環境	14
(3) 保健医療・福祉	16
(4) 産業・経済	17
(5) 地域保全	18
(6) 環境	18
(7) ライフライン	19
(8) 教育・文化・スポーツ	21
(9) リスクコミュニケーション	22
(10) 老朽化対策	24
(11) まちづくり	26
第6章 計画の推進	28
1. 施策の重点化	28
2. 計画の見直し	30
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	31
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	42
(別紙3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針	61
(資料) 用語の説明	78

はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本市では、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な羽島市を作り上げるために平成 30 年 3 月に羽島市国土強靱化地域計画を策定した。策定から 5 年が経過し、計画期間が期限を迎えることから、ここに計画を見直すものとする。

見直しにあたっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて変更された国土強靱化基本計画及び岐阜県強靱化計画と調和した計画とする。

2. 計画の性格

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、概ね 5 年とする。ただし、本市の内外における社会経済情勢の変化や国、岐阜県及び本市を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 強靱化の理念

本市は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北西部に位置し、木曾川・長良川などの清流に代表される自然は、豊かな暮らしや文化を育んできた。一方で、先人たちは、木曾・長良の水の試練に耐えながら、その教訓と知恵を伝承し、この羽島市を築き上げてきた。私たちは、羽島市民として誇りと希望を持ち、災害に強くてしなやかな「幸せ実感都市 はしま」をつくり、次世代に引き継ぐため、豪雨災害や大規模地震といった万一の危機を直視し、災害を忘れることなく、平時からの備えを行っていかなければならない。

昭和 51 年の 9・12 災害以降、大きな自然災害は発生していないが、全国各地で発生している大規模な風水害や地震など、過去の災害の教訓を踏まえ、県や関係団体、そして市民が一体となって、豪雨災害や今にも起こりえる巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に向けた取り組みの強化を図っていく必要がある。

東日本大震災など過去の大規模災害では、住民の助け合いによって多くの命が救われている。「自らの命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本に、災害に対する不断の備えを進め、公助と適切に連携しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取り組みを市民一体となって進めることにより、本市の持続的成長と発展につなげていく。

2. 基本目標

基本法では、その第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、羽島市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の 4 つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 人命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを、以下の方針に基づき推進する。

- (1) 国土強靱化の取り組み姿勢
短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等ハード対策と訓練、防災教育等ソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
イ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と市民が連携及び役割分担して取り組むこと。
ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮することはもちろん、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- (3) 効率的な施策の推進
ア 人口減少や本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること。
イ 既存の社会資本の効率的かつ効果的な維持管理、及び活用に資するものであること。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
ア 地域コミュニティ機能の向上を図るとともに、強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努めること。
イ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講じること。

第2章 本市の地域特性

1. 地形的特色

濃尾平野は我が国有数の平野であり、面積 1,485 k m²に及び、沖積平野の面積が 86%を占めている。沖積平野の地形は 3 区分され、上流側から「扇状地地帯、自然堤防地帯、三角州地帯」であり、沖積平野の 3 地形帯が典型的に配列している。

本市は自然堤防地帯に位置し、木曾川、長良川及びその派川による自然堤防の発達が見られる地域であり、自然堤防の多くは弥生時代以降から 12、13 世紀までの比較的短い期間に形成されたものであることが、記録により確かめられている。さらに、自然堤防地帯は、自然堤防、後背湿地、旧河道等が微地形として区分される。これらの微地形は、過去の様々な河川の堆積作用（洪水）により形成されたものであり、それぞれ形成された場や営力が異なる。したがって、各微地形毎に構成土質が変化している。

地形区分の特徴は、次のとおりである。

地形区分	地形の特徴（成因）	地質及び比高
自然堤防	<ul style="list-style-type: none"> ○現・旧河道に沿い、発生する微高地 ○洪水時に常水路からあふれた川の水が、氾濫原上に広がると洪水流の流速が減少して常水路の両側に運搬土砂を堆積する。このため、流路沿いに微高地が形成される ○河道にやや急な断面、外側に緩傾斜を示す ○新しいものほど形状を認めやすい。古いものはその後の洪水によりパッチ状となって残る 	<ul style="list-style-type: none"> ○砂質土（淘汰された砂ではない。後背湿地の泥質層の上のっていることが多い） ○比高は後背湿地より通常 0.5～3m程度
後背湿地	<ul style="list-style-type: none"> ○氾濫原上で自然堤防の背後にできる泥沢性の低湿地 ○雨水や洪水時に常水路からあふれた水が自然堤防の囲みの中で停滞する皿状凹地 ○人工の加わる以前は沼地・湿地であったところ ○自然堤防に挟まれるように分布する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地表下数メートルまでに、泥炭（腐植土）、粘土及び砂が分布する
旧河道	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の河川流域の跡があり、屈曲した細長い凹地をなし、連続性が良い ○洪水時に流路となる場合が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○泥質土が分布し、その下位に旧河床砂が分布する ○後背湿地より比高-0.5～-1m

2. 気候的特性

比較的温暖な気候で、冬は北西の風が多い。

令和2年気象概況（出所：令和2年版羽島市統計書）

現象 日数	気温 (°C)					降水量 (mm)		
	平均	最高 気温極	起日	最高 気温極	起日	合計	最大 日雨量	起日
雨 115	16.5	38.0	8/21	-2.9	2/7	1,781	72.0	5/16

3. 社会経済的特性

(1) 人口

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の人口は65,649人、世帯数は24,842世帯、一世帯あたり人員は2.64人である。

住民基本台帳(外国人含む)による人口は、令和4年10月1日現在で67,183人となっており、平成25年以降減少してきたが、令和4年に入り増減は停滞している。

(2) 土地利用

市域全体の約40%を田・畑が占め、宅地は約23%となっている。年々、田が宅地化され、遊水機能が減少している。

(3) 交通

① 市の道路網は、主要地方道大垣一宮線が、市中央部を東西方向に貫通し、また南北方向は、岐阜南濃線が主軸として形成されている。また、名神高速道路の岐阜羽島インターチェンジが所在し、全国高速道路ネットワークの重要幹線道路として供用されている。

② 市の鉄道は、名鉄竹鼻線と羽島線が市北部から市中央部の東海道新幹線岐阜羽島駅まで走行し、岐阜市、笠松町など沿線各都市を結ぶ地域間交通の輸送機関として重要な役割を果たしている。岐阜羽島駅は、県内で唯一の新幹線駅として都市間交通の要所となっている。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

1. 風水害

(1) 水害

北部は標高6m、南部においては標高4mの低地帯に位置する地形条件から、多くの水害が発生した。昭和34年9月の伊勢湾台風以降、河川改修及び排水機の増改設等対策が進められているが、その後も浸水被害等が発生している。

近年は、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、数時間で平年1ヶ月分の数倍もの降水量をもたらし、甚大な被害が発生している。被災地での調査では、行政主導の避難対策の限界を明らかなものとし、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいということが明らかとなっている。

本市においても、これまでの想定を超える浸水害の発生や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

(2) 風害

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近

又は、通過する場合は、相当規模の被害の発生が懸念される。

2. 巨大地震

(1) 海溝型地震

南海トラフの巨大地震

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の検討をしていくべきである」との方針の下、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。すなわち、震度分布を推計する強震断層モデルの Mw（モーメントマグニチュード）は 9.0 が確定値とされ、これに基づき、平成 24 年 3 月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」においては、本市における最大震度は 6 強の揺れが予想された。

なお、岐阜県が平成 25 年 2 月に公表した「平成 23~24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（以下「県被害想定調査」という。）によれば、「南海トラフの巨大地震」では、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 9.0・震度 6 弱	
建物被害	揺れによる全壊	317 棟
	液状化による全壊	1,534 棟
	揺れによる半壊	2,157 棟
	液状化による半壊	2,392 棟
出火件数 (冬季の午後 6 時 発生の場合)	炎上出火件数	3 件
	残火件数	2 件
	焼失棟数	10 棟
人的被害 (冬季の午前 5 時 発生の場合)	死者	20 人
	負傷者	488 人
	重症者	35 人
	要救出者	70 人
避難者（建物被害による）		7,341 人
帰宅困難者		243 人

(2) 内陸直下型地震

岐阜県は、「県被害想定調査」で未実施だった断層帯等について、解析や被害想定調査を実施し、「内陸直下地震に係る震度分析・被害想定調査結果」を平成 31 年 2 月に公表

した。

この調査結果と「県被害想定調査」によると、「養老－桑名－四日市断層帯地震」が内陸直下型地震の震源域として本市に最も影響があると考えられる。

「養老－桑名－四日市断層帯」は、養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約 57 k m）で、最大で以下のような被害が想定されている。

規模・震度	マグニチュード 7.7・震度 6 強	
建物被害	揺れによる全壊	2,138 棟
	液状化による全壊	1,499 棟
	揺れによる半壊	4,803 棟
	液状化による半壊	2,336 棟
出火件数 (冬季の午後 6 時 発生の場合)	炎上出火件数	14 件
	残火件数	13 件
	焼失棟数	77 棟
人的被害 (冬季の午前 5 時 発生の場合)	死者	136 人
	負傷者	1,360 人
	重症者	238 人
	要救出者	474 人
避難者（建物被害による）		12,880 人

3. 密集火災

市域のうち竹鼻町及び江吉良町地内の市街地においては、木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあっては、大規模火災の発生が懸念される。

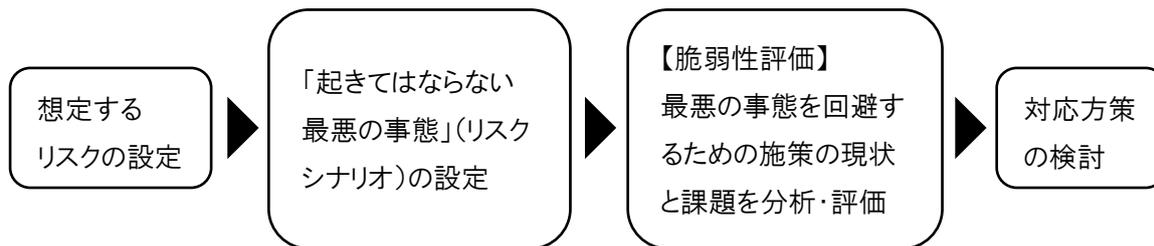
第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

想定される、地震（巨大地震）・風水害・液状化・水害と地震の複合災害・密集火災を含めた大規模災害全般を対象に、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定した。

※ 「大規模自然災害発生」及び「災害発生」の表現については、以降「発災」とする。
ただし「事前に備えるべき目標」の項目は除く。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1	直接死を最大限防ぐ	巨大地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や密集市街地等の火災による甚大な人的被害の発生
		集中豪雨、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による甚大な人的被害の発生
		大規模な風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による人的被害の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		新幹線等の運転停止に伴う帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

		劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	市職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下
4	生活・経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	食料等の安定供給の停滞
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		防災拠点、避難場所等（公共施設）における電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止
		ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間にわたる機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		農地等の荒廃による被害の拡大
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

上記の 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した（別紙 1）。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った（別紙 2）。

【個別施策分野】

(1)行政機能、(2)住環境、(3)保健医療・福祉、(4)産業・経済、(5)地域保全、(6)環境、
(7)ライフライン、(8)教育・文化・スポーツ

【横断的分野】

(9)リスクコミュニケーション、(10)老朽化対策、(11)まちづくり

第5章 強靱化の推進方針

1. 推進方針の整理

本計画において施策を推進するに当たっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した以下の11の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

【個別施策分野】

(1)行政機能、(2)住環境、(3)保健医療・福祉、(4)産業・経済、(5)地域保全、(6)環境、
(7)ライフライン、(8)教育・文化・スポーツ

【横断的分野】

(9)リスクコミュニケーション、(10)老朽化対策、(11)まちづくり

2. 施策分野ごとの強靱化の推進方針

上記の11の施策分野ごとの推進方針を以下に示す（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙3のとおり）。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

【個別施策分野】

(1) 行政機能

<行政>

（市民、帰宅困難者の安全の確保）

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保す

る。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。

- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する。

（防災訓練の実施、自主防災組織の育成等）

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する。
- 発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧を図る。

（液状化対策）

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る。

（正確、迅速な情報伝達）

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新を行う。
- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。
- 市ホームページにおいて、災害情報の迅速かつ正確な発信を行う。
- 災害時に市公式 LINE や Facebook 等の時代に即した手段を利用し、リアルタイムで情報の発信を行うとともに、必要に応じて双方向型のコミュニケーションツールとして活用する。
- 情報発信の体制を構築するため、訓練及び手順書の策定を行う。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境等の整備を図る。

（備蓄の確保）

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災

害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討し、進める。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る。

(空家等データベースの活用)

- 空家等データベースの位置情報を、発災後の人命救助の優先度の指標の一つとして活用する。

(上下水道施設の機能維持・応急復旧)

- 上下水道施設は、市民にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する。

(災害時のコミュニティセンターの活用)

- コミュニティセンターは地域のまちづくりの活動拠点であるとともに、地域の防災拠点であるため、災害時の災害対策支部機能の活動基盤強化を図る。

(重要データ等の保護)

- 住民記録システムについて、災害時のデータの流出・喪失を防止する。
- 戸籍総合システムについて、災害時の戸籍の完全滅失を防止する。
- 災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行

う。

(公有財産の有効活用)

- 公有財産の有効利用を図る。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する。

<消防>

(発災時の火災、危険物による被害の防止)

- 住宅火災による死者数を低減する。
- 災害通報場所を特定するまでの時間や出動・現場到着までの時間の短縮を図り、市街地(密集地)における大規模火災発生による人的被害及び物的被害の拡大を防止する。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するために、所要の措置を講じる。

(消防計画の見直し)

- 火災等の災害を警戒鎮圧、除去するために、消防職員招集計画、出動計画及び火災防ぎょ計画に必要な事項を見直す。(羽島市消防計画 第9章火災警防計画)
- 台風、集中豪雨を警戒し、これらによる被害を軽減し及び防ぎょするために必要な事項を見直す。(羽島市消防計画 第10章風水害等警防計画)

(地域の防災力の向上)

- 火災を予防するため、市民へ啓発する。
- 地域住民の自主的な防災活動を支援し、地域の防災力を高める。
- 発災時には多数の負傷者が見込まれるため、市民による自主救護活動を普及啓発する。

(消防施設・設備の整備等)

- 災害から市民の生命及び財産を守るため、災害対応拠点である消防施設・設備の整備、維持管理及び体制の強化を進める。
- 消防の災害対応に欠くことのできない消防・救急自動車等を適切に管理し、地域の安全を確保する。
- 複数の消防本部が施設や車両などの共同化を通じて連携、協力し、消防体制の充実強化を図る。
- 消防団装備の整備を計画的に行う。
- 火災発生時の水利確保のため消防水利の適正配置を行い地域の安全を確保する。
- 大規模災害時に消防水利を確保し、災害対応に万全を期する。

重要業績指標（KPI）

指標	現状値	目標
住宅用火災警報器点検実施率	49% (R4.4.1)	77% (R7.3.31)
自主防災組織活動率	85.4% (R4.4.1)	90%(R7.3.31)

(2) 住環境

（市民、帰宅困難者の安全の確保）

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る。
- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する。

（電気、ガス等の施設被害の未然防止）

- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被害防止と応急復旧の協力を図る。

（備蓄の確保）

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。
- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る。

（避難所の環境整備）

- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する。
- 避難所を安心して利用できるよう耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策などを促進する。

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 逆川の下流域にある市街地において、県営湛水防除事業を実施することで内水排除機能の充実を図り、水害防止を図る。
- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 羽島用土土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る。
- 浸水被害の恐れがある箇所の近隣に土のうステーションを設置し、浸水被害の軽減を図る。
- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施す

る。

(被災動物の救援)

- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う。

(避難所のごみ処理等)

- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する。

(水道水の安定供給に係る協定の締結)

- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
避難所となる学校校舎のバリアフリー化（スロープ及び多目的トイレの設置率）（屋内運動場 100%）	92% (R4.4.1)	100% (R8.3.31)
住宅の耐震化率	84% (R4.4.1)	95% (R8.3.31)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	92% (R4.4.1)	95% (R8.3.31)

(3) 保健医療・福祉

(要配慮者の避難の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図る。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う。

(高齢者への対応)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る。特に以下の施策を行う。

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする。
- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助をす

る。

- 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を地域で見守り福祉向上を図る。

(災害時の救急医療、衛生状態の確保等)

- 市民病院について、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。
- 災害時の救急医療体制を構築、確保するとともに、医療の補完を行う保健指導体制の構築を図る。また、災害時を想定した訓練を実施する。
- 被災時の医療器材の需要に対応するため、マスクなどの備蓄の整備を進める。
- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する。
- 避難所内における衛生管理により感染症等を予防する。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
緊急通報システム設置利用者数	68人(R4.4.1)	82人(R10.3.31)
民生委員が訪問した高齢者数	760人(R4.4.1.)	789人(R10.3.31)

(4) 産業・経済

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施す

る。

(企業の BCP の策定支援)

- 発災後に市の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業の BCP (事業継続計画) の策定を支援する。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0% (R4.4.1)	100%(R11.3.31)
事業継続力強化計画を策定した市内事業所の数	16 件 (R4.4.1)	20 件(R10.3.31)

(5) 地域保全

(浸水被害対策の実施)

- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る。

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。

(6) 環境

(衛生環境の保持)

- 遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する。
- 公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の支援を進める。
- 火災によるがれき等が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する。
- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する。

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
合併浄化槽への転換促進 生活排水処理率	71.0%(R4.4.1)	79.8%(R10.3.31)
災害廃棄物仮置き場設定数	8ヶ所(R4.4.1)	10ヶ所 (R10.3.31)
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0% (R4.4.1)	100%(R11.3.31)

(7) ライフライン

(液状化対策)

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る。

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

(正確、迅速な情報伝達)

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・

更新を行う。

-
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線LAN（Wi-Fi）環境等の整備を図る。

（電気、ガス等の施設被害の未然防止）

- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被害防止と応急復旧の協力を図る。

（上下水道施設の耐震化等）

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。
- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う。
- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する。
- 上水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にも水道施設の機能を維持又は応急復旧するため、平時より支援・受援に対するマニュアルを作成し、体制を整える。さらに、避難所や断水地区について、給水対策を講じる。
- 管路施設について、地震の被害を防止する。

（幹線道路、橋梁、公園等の整備）

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。

（水道水の安定供給に係る協定の締結）

- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する。

重要業績指標（KPI）

指標	現状値	目標
上水道 基幹管路の耐震適合率	45% (R4.4.1)	57%(R9.3.31)
下水道 マンホールの浮上防止対策	36 基 (R4.4.1)	59 基(R10.3.31)
応急用給水器材（給水袋）の備蓄数	13,300 枚 (R4.4.1)	25,300 枚(R10.3.31)
都市計画道路の整備率	58.3% (R4.4.1)	61.2%(R7.3.31)
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕数	6 橋(R4.4.1)	18 橋(R10.3.31)

(8) 教育・文化・スポーツ

（防災訓練の実施、自主防災組織の育成等）

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する。

（歴史民俗資料館等の機能維持）

- 歴史民俗資料館は令和 4 年度で築 26 年（平成 8 年 2 月新築）、羽島市文化センターは令和 4 年度で築 24 年（平成 10 年新築）、図書館は令和 4 年度で築 32 年（平成 2 年 3 月新築）をそれぞれ経ており、老朽化が問題となるため、災害による被害を防止する観点も踏まえ、機器の修理・更新等を計画に沿って実施し、それぞれの機能を維持する。

（児童生徒のための災害対策）

- 児童生徒及び保護者の安全な対応のため、学校情報配信アプリ等により学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集する。
- 児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する。
- 児童生徒が災害に対する危険を理解・予測し、自ら判断し、命を守りきる行動ができるよう、実態に応じて、命を守る訓練や DIG、HUG を実施し、防災教育を充実させる。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(スポーツ施設利用者の被害防止)

- 自然災害発生によるスポーツ施設利用者の人的被害を未然に防止する。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
自主防災組織活動率	85.4% (R4.4.1)	90%(R7.3.31)
市防災コーディネーター登録者数	296 名(R4.4.1)	300 名(R10.3.31)

【横断的分野】

(9) リスクコミュニケーション

(要配慮者の避難の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図る。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う。
- 要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。

(正確、迅速な情報伝達)

- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。
- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。

また、避難所の安全と良好な環境を確保する。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する。
- 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る。

(高齢者への対応)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る。特に以下の施策を行う。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助をする。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を地域で見守り福祉向上を図る。

(ボランティア活動の円滑化)

- ボランティア活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるようにする。
- 生活支援コーディネーターや地域包括ケア体制の構築などボランティアの体制強化を

図る。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒及び保護者の安全な対応のため、学校情報配信アプリ等により学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集する。

(被災動物の救援)

- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う。

(農業関連施設の整備等)

- 羽島用水土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。

(スポーツ施設利用者の被害防止)

- 自然災害発生によるスポーツ施設利用者の人的被害を未然に防止する。

(鳥獣被害の防止)

- 鳥獣による農産物被害を防止する。

(文化財の保存)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策、老朽化対策、耐震調査・耐震補強等の支援を進める。

(文化財のアーカイブ)

- 後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化の検討を進める。

重要業績指標 (KPI)

指標	現状値	目標
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	93.4%(R4.4.1)	100%(R7.3.31)
緊急メール配信システム利用者数	9,533 人 (R4.4.1)	10,000 人(R7.3.31)

(10) 老朽化対策

<行政>

(農業関連施設の整備等)

- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る。
- 逆川の下流域にある市街地において、県営堰水防除事業を実施することで内水排除機能の充実を図り、水害防止を図る。

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を進める。

(上下水道施設の耐震化等)

- 上下水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する。
- 管路施設について、地震の被害を防止する。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(歴史民俗資料館等の機能維持)

- 歴史民俗資料館は令和4年度で築26年(平成8年2月新築)、羽島市文化センターは令和4年度で築24年(平成10年新築)、図書館は令和4年度で築32年(平成2年3月新築)をそれぞれ経ており、老朽化が問題となるため、災害による被害を防止する観点も踏まえ、機器の修理・更新等を計画に沿って実施し、それぞれの機能を維持する。

(災害時のコミュニティセンターの活用)

- コミュニティセンターは地域のまちづくりの活動拠点であるとともに、地域の防災拠点であるため、災害時の災害対策支部機能の活動基盤強化を図る。

<消防>

(消防施設・設備の整備等)

- 災害から市民の生命及び財産を守るため、災害対応拠点である消防施設・設備の整備、維持管理及び体制の強化を進める。

重要業績指標(KPI)

指標	現状値	目標
住宅の耐震化率	84%(R4.4.1)	95%(R8.3.31)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	92%(R4.4.1)	95%(R8.3.31)
上水道 基幹管路の耐震適合率	45%(R4.4.1)	57%(R9.3.31)
下水道マンホールの浮上防止対策	36基(R4.4.1)	59基(R10.3.31)
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0%(R4.4.1)	100%(R11.3.31)
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕数	6橋(R4.4.1)	18橋(R10.3.31)

(1) まちづくり

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園に

おける老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する。
- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討し、進める。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う。
- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する。
- 管路施設について、地震の被害を防止する。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

(公有財産の有効活用)

- 公有財産の有効利用を図る。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する。

(適正な土地利用)

- 適正な土地利用の推進を図る。

重要業績指標(KPI)

指標	現状値	目標
自主防災組織活動率	85.4%(R4.4.1)	90%(R7.3.31)
上水道 基幹管路の耐震適合率	45%(R4.4.1)	57%(R19.3.31)
下水道マンホールの浮上防止対策	36基(R4.4.1)	59基(R10.3.31)

第6章 計画の推進

1. 施策の重点化

限られた資源で、効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

そこで、以下の三つを重点化の柱とし、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を下記のとおり設定した。これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

【重点化の柱】

- 市民の安全確保
- 自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化
- 既存の社会資本の効果的な維持管理、活用

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
(1)行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、帰宅困難者の安全の確保 ・ 防災訓練の実施、自主防災組織の育成等 ・ 液状化対策 ・ 正確、迅速な情報伝達 ・ 幹線道路、橋梁、公園等の整備 ・ 学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策 ・ 農業関連施設の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄の確保 ・ 空家等データベースの活用 ・ 災害時のコミュニティセンターの活用 ・ 上下水道施設の機能維持・応急復旧 ・ 重要データ等の保護 ・ 公有財産の有効活用 ・ 発災時の火災、危険物による被

	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 害の防止 ・消防計画の見直し ・地域の防災力の向上 ・消防施設・設備の整備等
(2)住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、帰宅困難者の安全の確保 ・避難所の環境整備 ・幹線道路、橋梁、公園等の整備 ・学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策 ・浸水被害対策の実施 ・上下水道施設の耐震化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス等の施設被害の未然防止 ・備蓄の確保 ・住宅・建築物の耐震化 ・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施 ・被災動物の救援 ・避難所のごみ処理等 ・水道水の安定供給に係る協定の締結
(3)保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難の確保 ・高齢者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救急医療、衛生状態の確保等
(4)産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、橋梁、公園等の整備 ・企業のBCPの策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施
(5)地域保全	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路、橋梁、公園等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策の実施 ・農業関連施設の整備等
(6)環境	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の耐震化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境の保持 ・農業関連施設の整備等
(7)ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・液状化対策 ・緊急輸送のネットワーク化 ・正確、迅速な情報伝達 ・上下水道施設の耐震化等 ・幹線道路、橋梁、公園等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス等の施設被害の未然防止 ・水道水の安定供給に係る協定の締結
(8)教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施、自主防災組織の育成等 ・児童生徒のための災害対策 ・学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗資料館等の機能維持 ・スポーツ施設利用者の被害防止
(9)リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難の確保 ・正確、迅速な情報伝達 ・市民、帰宅困難者の安全の確保 ・防災訓練の実施、自主防災組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の円滑化 ・被災動物の救援 ・農業関連施設の整備等 ・スポーツ施設利用者の被害防

	の育成等 ・浸水被害対策の実施 ・高齢者への対応 ・児童生徒のための災害対策	止 ・鳥獣被害の防止 ・文化財の保存 ・文化財のアーカイブ
(10)老朽化対策	・幹線道路、橋梁、公園等の整備 ・上下水道施設の耐震化等 ・学校施設の非構造部材の耐震化、 防災機能強化、老朽化対策 ・消防施設・設備の整備等	・農業関連施設の整備等 ・住宅の耐震化 ・歴史民俗資料館等の機能維持 ・災害時のコミュニティセンターの活用
(11)まちづくり	・防災訓練の実施、自主防災組織 の育成等 ・幹線道路、橋梁、公園等の整備 ・上下水道施設の耐震化等	・農業関連施設の整備等 ・地籍調査の実施 ・公有財産の有効活用 ・適正な土地利用

2. 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や密集市街地等の火災による甚大な人的被害の発生

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る必要がある。また、住宅火災による死者を低減するため、火災予防の啓発を行う必要がある。あわせて危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するための措置を講じる必要がある。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。また、避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。
- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。また、児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する必要がある。さらに、児童生徒が災害に対する危険を理解・予測し、自ら判断し、命を守りきる行動ができるよう、実態に応じて、命を守る訓練やDIG、HUGを実施し、防災教育を充実させる必要がある。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る必要がある。
- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う必要がある。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。また、自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する必要がある。

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、防災士や防災コーディネーターなどを育成する必要がある。また、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する必要がある。

1-2) 集中豪雨、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による甚大な人的被害の発生

- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また、地盤が軟弱で液状化現象の発生も考えられることから、液状化が予想される地域をデータベース化して、情報の充実を図るなど適切な予防措置を図る必要がある。更に、市民が速やかに安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。また、避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。
- 発災後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による供給体制の強化を図る必要がある。
- 集中豪雨等の異常気象発生に備え内水排除機能を充実し、市街地及び農地や農業用施設等の被害の軽減を図る必要がある。また、浸水被害の恐れがある箇所の近隣に土のうステーションを設置し、浸水被害を軽減する必要がある。
- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める必要がある。
- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。また、自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する必要がある。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。

- 台風、集中豪雨を警戒し、これらによる被害を軽減し及び防ぎよするために必要な事項を見直す必要がある。(羽島市消防計画 第10章風水害等警防計画)
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、防災士や防災コーディネーターなどを育成する必要がある。また、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する必要がある。
- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する必要がある。
- 羽島用土土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る必要がある。

1-3) 大規模な風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手となる、防災士や防災コーディネーターなどを育成する必要がある。また、市民自身が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する必要がある。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。また、自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する必要がある。更に、地域における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。また、避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による人的被害の発生

- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る必要がある。また、避難所、緊急避難場所等の周知を図る必要がある。更に、発災時に防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新をする必要がある。あわせて発災時の応急対策を迅速

かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る必要がある。特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることを目指す。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助を行ったり、地域で見守り福祉向上を図ったりする必要がある。あわせて、地域における自主防災組織等との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- 発災時に市民が安全な対応を取れるよう、災害情報の迅速かつ正確な発信を行う必要がある。例えば、市ホームページの活用、市公式LINEやFacebook等によるリアルタイムな情報発信や双方向型のコミュニケーションツールとしての利用、学校が児童生徒及び保護者の安全な対応をとるための情報の配信と収集対策の推進が挙げられる。また、情報発信の体制を構築するため、訓練及び手順書の策定を行う必要がある。
- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける必要がある。
- 自然災害発生によるスポーツ施設利用者の人的被害を未然に防止する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充により供給体制の強化を図る必要がある。
- 発災時は、道路、橋梁等の破損、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要がある。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。
- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する必要がある。

- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る必要がある。

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 消防力の充実強化及び組織運営の効率化を目的に、消防体制の広域化を図る必要がある。また、災害対応拠点である消防施設の整備及び消防自動車等の適切な維持管理を推進する必要がある。
- 発災時には、消防等による救助活動等の開始が遅れることも想定されるため、地域の力で救助・救急活動を行うことができるよう、地域防災活動の担い手を育成する必要がある。
- 消防団装備の整備を計画的に行う必要がある。
- 発災後の人命救助を効果的に進めるため、空家等データベースの位置情報を指標の一つとして活用する必要がある。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。

2-3) 新幹線等の運転停止に伴う帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による供給体制の強化を図る必要がある。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、避難所の安全と良好な環境を確保する必要がある。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 災害時の救急医療体制を構築、確保するとともに、医療の補完を行う保健指導體制の構築を図る必要がある。また、被災時の医療器材の需要に対応するため、マスクなどの備蓄の整備を進める必要がある。
- 発災時には医療体制を超える多数の負傷者が見込まれるため、市民においても自主救護

活動を実施できるような措置を講じる必要がある。

- 医療体制が支障なく機能するように、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要がある。
- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う必要がある。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。
- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する必要がある。
- 避難所内における衛生管理により感染症等を予防する必要がある。

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所を安心して利用できるよう耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する必要がある。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策などを促進する必要がある。
- 生活支援コーディネーターや地域包括ケア体制の構築などボランティアの体制強化を図る必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

- 発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧のため、業務継続体制を構築する必要がある。また、災害時における業務の早期立ち上げのため、戸籍など重要な行政データの流出・喪失防止及び情報通信機器の保護を実施する必要がある。
- 地域の防災拠点や災害対策の支部機能を担うコミュニティセンター、更には歴史民俗資料館、羽島市文化センター、図書館等について、老朽化対策・耐震化を進める必要がある。また、災害時には避難場所等になる公立学校について、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。

- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。
- 遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する必要がある。
- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

4. 生活・経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) 食料等の安定供給の停滞

- 発災後の市民の生活を確保するための食料等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による供給体制の強化を図る必要がある。
- 食料等物資の輸送を円滑に行うため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要がある。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。
- 鳥獣による農産物被害を防止する必要がある。

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- 災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要があり、交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する必要がある。幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化、主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和、交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁と、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装の修繕工事を進める必要がある。
- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。

5-2) 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止

- 発災後の市民生活を維持するための燃料等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充によるライフライン途絶時の代替物資供給体制の強化を図る必要がある。
- 「災害時は、みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織の育成・活動の活性化や、専門的な知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図る必要がある。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する必要がある。
- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する必要がある。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線LAN（Wi-Fi）環境等の整備を図る必要がある。
- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する必要がある。

5-3) ライフライン（電気、ガス、上下水道、情報通信等）の長期間にわたる機能停止

- 通信施設の計画的な整備・更新により、防災情報等重要な情報伝達の途絶を防ぐ必要がある。
- 市民生活に重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う必要がある。また、災害時にもその機能を維持又は応急復旧を図る必要がある。
- 上水道の機能維持及び応急復旧のため、上水道施設、管路施設等の耐震化や老朽化対策を進める必要がある。
- 公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の支援を進める必要がある。
- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被害防止と応急復旧の協力を図る必要がある。
- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する必要がある。また、災害時にも水道施設の機能を維持又は応急復旧するため、平時より支援・受援に対するマニュアルを作成し、体制を整える必要がある。さらに、避難所や断水地区について、給水対策を講じる必要がある。

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模火災発生による人的被害及び物的被害の拡大を防止するため、火災予防対策、市街地（密集地）対策、消防水利の適正配置とその確保、また、火災等の災害を警戒鎮圧・除去するため、羽島市消防計画について、消防職員招集計画、出動計画及び火災防ぎょ計画に必要な事項を見直す必要がある（羽島市消防計画 第9章火災警防計画）。
- 発災後の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による供給体制の強化を図る必要がある。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る必要がある。
- 火災によるがれき等が被災者の生活の支障にならないよう仮置場及び処理先を確保する必要がある。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。また、児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する必要がある。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。

6-2) 農地等の荒廃による被害の拡大

- 発災後における農地の荒廃を防止するため、また、安全で安心な農産物の生産や地産地消効果の一層の促進による農業経営の安定化のため、ほ場整備、暗渠排水管の敷設、揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事、水質が良い農業用水の確保、土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。
- 農業集落の地域活動を促進して農地や農業用水等の資源の保全管理を行い、発災時には共助の活動を行えるようにするため、当該活動に対する支援を実施する必要がある。

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場や処理先を確保する必要がある。また、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。

7-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 発災後に市の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業の BCP（事業継続計画）の策定を支援する必要がある。
- 発災後の市民の生活を確保するための防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による物資供給体制の強化を図る必要がある。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する必要がある。
- ボランティア活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるようにする必要がある。

7-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、液状化が予想される地区をデータベース化して情報の充実を図るなど適切な予防措置を図る必要がある。
- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討する必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁と、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装の修繕工事を進める必要がある。

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策、老朽化対策、耐震調査・耐震補強等の支援を進める必要がある。
- 後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化の検討を進める必要がある。

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。
- 公有財産の有効利用を図る必要がある。
- 適正な土地利用の推進を図る必要がある。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する必要がある。

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 行政機能

<行政>

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する必要がある。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。
- 自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する必要がある。
- 発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧を図る必要がある。

(液状化対策)

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る必要がある。

(正確、迅速な情報伝達)

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新を行う必要がある。
- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける必要がある。
- 市ホームページにおいて、災害情報の迅速かつ正確な発信を行う必要がある。

- 災害時に市公式 LINE や Facebook 等の時代に即した手段を利用し、リアルタイムで情報の発信を行うとともに、必要に応じて双方向型のコミュニケーションツールとして活用する必要がある。
- 情報発信の体制を構築するため、訓練及び手順書の策定を行う必要がある。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境等の整備を図る必要がある。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う必要がある。
- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁と、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装の修繕工事を進める必要がある。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。
- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討し、進める必要がある。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る必要がある。

(空家等データベースの活用)

- 空家等データベースを、発災後の人命救助の優先度の指標の一つとして活用する必要がある。

(上下水道施設の機能維持・応急復旧)

- 上下水道施設は、市民にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能

を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

(災害時のコミュニティセンターの活用)

- コミュニティセンターは地域のまちづくりの活動拠点であるとともに、地域の防災拠点であるため、災害時の災害対策支部機能の活動基盤強化を図る必要がある。

(重要データ等の保護)

- 住民記録システムについて、災害時のデータの流出・喪失を防止する必要がある。
- 戸籍総合システムについて、災害時の戸籍の完全滅失を防止する必要がある。
- 災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う必要がある。

(公有財産の有効活用)

- 公有財産の有効利用を図る必要がある。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する必要がある。

<消防>

(発災時の火災、危険物による被害の防止)

- 住宅火災による死者数を低減する必要がある。
- 災害通報場所を特定するまでの時間や出動・現場到着までの時間の短縮を図り、市街地(密集地)における大規模火災発生による人的被害及び物的被害の拡大を防止する必要がある。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するために、所要の措置を講じる必要がある。

(消防計画の見直し)

- 火災等の災害を警戒鎮圧、除去するために、消防職員招集計画、出動計画及び火災防ぎょ計画に必要な事項を見直す必要がある。(羽島市消防計画 第9章火災警防計画)
- 台風、集中豪雨を警戒し、これらによる被害を軽減し及び防ぎょするために必要な事項を見直す必要がある。(羽島市消防計画 第10章風水害等警防計画)

(地域の防災力の向上)

- 火災を予防するため、市民へ啓発する必要がある。

- 地域住民の自主的な防災活動を支援し、地域の防災力を高める必要がある。
- 発災時には多数の負傷者が見込まれるため、市民による自主救護活動を普及啓発する必要がある。

(消防施設・設備の整備等)

- 災害から市民の生命及び財産を守るため、災害対応拠点である消防施設・設備の整備、維持管理及び体制の強化を進める必要がある。
- 消防の災害対応に欠くことのできない消防・救急自動車等を適切に管理し、地域の安全を確保する必要がある。
- 複数の消防本部が施設や車両などの共同化を通じて連携、協力し、消防体制の充実強化を図る必要がある。
- 消防団装備の整備を計画的に行う必要がある。
- 火災発生時の水利確保のため消防水利の適正配置を行い地域の安全を確保する必要がある。
- 大規模災害時に消防水利を確保し、災害対応に万全を期する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
住宅用火災警報器点検実施率	49%(R4.4.1)
自主防災組織活動率	85.4%(R4.4.1)

(2) 住環境

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。
- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る必要がある。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する必要がある。

(電気、ガス等の施設被害の未然防止)

- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被

害防止と応急復旧の協力を図る必要がある。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う必要がある。
- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る必要がある。

(避難所の環境整備)

- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する必要がある。
- 避難所を安心して利用できるよう耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策などを促進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める必要がある。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁と、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装の修繕工事を進める必要がある。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。
- 逆川の下流域にある市街地において、県営堪水防除事業を実施することで内水排除機能

の充実を図り、水害防止を図る必要がある。

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 羽島用水土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る必要がある。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る必要がある。
- 浸水被害の恐れがある箇所の近隣に土のうステーションを設置し、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。

(被災動物の救援)

- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う必要がある。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う必要がある。

(避難所のごみ処理等)

- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する必要がある。

(水道水の安定供給に係る協定の締結)

- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
避難所となる学校校舎のバリアフリー化（スロープ及び多目的トイレの設置率）（屋内運動場 100%）	92%（R4.4.1）

住宅の耐震化率	84%(R4.4.1)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	92%(R4.4.1)

(3) 保健医療・福祉

(要配慮者の避難の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図る必要がある。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。

(高齢者への対応)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る必要がある(特に以下の施策)。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする必要がある。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助をする必要がある。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を地域で見守り福祉向上を図る必要がある。

(災害時の救急医療、衛生状態の確保等)

- 市民病院について、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する必要がある。
- 災害時の救急医療体制を構築、確保するとともに、医療の補完を行う保健指導体制の構築を図る必要がある。また、災害時を想定した訓練を実施する必要がある。
- 被災時の医療器材の需要に対応するため、マスクなどの備蓄の整備を進める必要がある。
- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する必要がある。
- 避難所内における衛生管理により感染症等を予防する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
緊急通報システム設置利用者数	68人(R4.4.1)
民生委員が訪問した高齢者数	780人(R4.4.1)

(4) 産業・経済

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る必要がある。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る必要がある。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁の修繕工事を進める必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。

(企業のBCPの策定支援)

- 発災後に市の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業のBCP(事業継続計画)の策定を支援する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0% (R4.4.1)
事業継続力強化計画を策定した市内事業所の数	16件 (R4.4.1)

(5) 地域保全

(浸水被害対策の実施)

- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める必要がある。
- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実に努めるほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める必要がある。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する必要がある。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。

(6) 環境

(衛生環境の保持)

- 遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する必要がある。
- 公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の支援を進める必要がある。
- 火災によるがれき等が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する必要がある。
- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水の敷設を行い、農業生産物の品質と生産

性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。

- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る必要がある。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する必要がある。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
合併浄化槽への転換促進 生活排水処理率	71.0%(R4.4.1)
災害廃棄物仮置き場設定数	8ヶ所(R4.4.1)
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0%(R4.4.1)

(7) ライフライン

(液状化対策)

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る必要がある。

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る必要がある。

(正確、迅速な情報伝達)

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新を行う必要がある。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線LAN(Wi-Fi)環境等の整備を図る必要がある。

(電気、ガス等の施設被害の未然防止)

- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被害防止と応急復旧の協力を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する必要がある。
- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、基幹管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う必要がある。
- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する必要がある。
- 上水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にも水道施設の機能を維持又は応急復旧するため、平時より支援・受援に対するマニュアルを作成し、体制を整える必要がある。さらに、避難所や断水地区について、給水対策を講じる必要がある。
- 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。
- 管路施設について、地震の被害を防止する必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する必要がある。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装修繕計画的に橋梁の修繕工事を進める必要がある。

(水道水の安定供給に係る協定の締結)

- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
上水道 基幹管路の耐震適合率	45%(R4.4.1)
下水道マンホールの浮上防止対策	36基(R4.4.1)
応急用給水器材(給水袋)の備蓄数	13,300枚(R4.4.1)
都市計画道路の整備率	58.3%(R4.4.1)
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕数	6橋(R4.4.1)

(8) 教育、文化、スポーツ

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する必要がある。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する必要がある。

(歴史民俗資料館等の機能維持)

- 歴史民俗資料館は令和4年度で築26年(平成8年2月新築)、羽島市文化センターは令和4年度で築24年(平成10年新築)、図書館は令和4年度で築32年(平成2年3月新築)をそれぞれ経ており、老朽化が問題となるため、災害による被害を防止する観点も踏まえ、機器の修理・更新等を計画に沿って実施し、それぞれの機能を維持する必要がある。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒及び保護者の安全な対応のため、学校情報配信アプリ等により学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集する必要がある。
- 児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する必要がある。
- 児童生徒が災害に対する危険を理解・予測し、自ら判断し、命を守りきる行動ができるよう、実態に応じて、命を守る訓練やDIG、HUGを実施し、防災教育を充実させる必要がある。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。

(スポーツ施設利用者の被害防止)

- 自然災害発生によるスポーツ施設利用者の人的被害を未然に防止する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
自主防災組織活動率	85.4%(R4.4.1)
市防災コーディネーター	296名(R4.4.1)

(9) リスクコミュニケーション

(要配慮者の避難の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合、迅速な避難の確保を図る必要がある。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。
- 要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

(正確、迅速な情報伝達)

- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける必要がある。

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する必要がある。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する必要がある。
- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る必要がある。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る必要がある。
- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する必要がある。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含め

た防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る必要がある。
- 自主防災組織を中心とした避難所の運営を啓発する必要がある。
- 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する必要がある。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める必要がある。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する必要がある。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する必要がある。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る必要がある。

(高齢者への対応)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る必要がある（特に以下の施策）。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする必要がある。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助をする必要がある。
- 65歳以上のひとり暮らし高齢者等を地域で見守り福祉向上を図る必要がある。

(ボランティア活動の円滑化)

- ボランティア活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるようにする必要がある。
- 生活支援コーディネーターや地域包括ケア体制の構築などボランティアの体制強化を図る必要がある。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒及び保護者の安全な対応のため、学校情報配信アプリ等により学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集する必要がある。

(被災動物の救援)

- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- 羽島用水土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る必要がある。

(スポーツ施設利用者の被害防止)

- 自然災害発生によるスポーツ施設利用者の人的被害を未然に防止する必要がある。

(鳥獣被害の防止)

- 鳥獣による農産物被害を防止する必要がある。

(文化財の保存)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策、老朽化対策、耐震調査・耐震補強等の支援を進める必要がある。

(文化財のアーカイブ化)

- 後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化の検討を進める必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	93.2%(R4.4.1)
緊急メール配信システム利用者数	9,533人(R4.4.1)

(10) 老朽化対策

<行政>

(農業関連施設の整備等)

- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る必要がある。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る必要がある。
- 逆川の下流域にある市街地において、県営堪水防除事業を実施することで内水排除機能の充実を図り、水害防止を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に修繕工事を進める必要がある。
- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る必要がある。

(上下水道施設の耐震化等)

- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する必要がある。
- 管路施設について、地震の被害を防止する必要がある。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める必要がある。

(歴史民俗資料館等の機能維持)

- 歴史民俗資料館は令和4年度で築26年(平成8年2月新築)、羽島市文化センターは令和4年度で築24年(平成10年新築)、図書館は令和4年度で築32年(平成2年3

月新築)をそれぞれ経ており、老朽化が問題となるため、災害による被害を防止する観点も踏まえ、機器の修理・更新等を計画に沿って実施し、それぞれの機能を維持する必要がある。

(災害時のコミュニティセンターの活用)

- コミュニティセンターは地域のまちづくりの活動拠点であるとともに、地域の防災拠点であるため、災害時の災害対策支部機能の活動基盤強化を図る必要がある。

<消防>

(消防施設・設備の整備等)

- 災害から市民の生命及び財産を守るため、災害対応拠点である消防施設・設備の整備、維持管理及び体制の強化を進める必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
住宅の耐震化率	84%(R4.4.1)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	92%(R4.4.1)
上水道 基幹管路の耐震適合率	45%(R4.4.1)
下水道マンホールの浮上防止対策	36基(R4.4.1)
桑原輪中土地改良区管内の揚水機場耐震化	0%(R4.4.1)
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕数	6橋(R4.4.1)

(11) まちづくり

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。
- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する必要がある。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める必要がある。
- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める必要がある。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほ

か、安全で良好な住環境を提供する必要がある。

- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る必要がある。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る必要がある。
- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する必要がある。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する必要がある。
- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討し、進める必要がある。

(上下水道施設の耐震化等)

- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う必要がある。
- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する必要がある。
- 管路施設について、地震の被害を防止する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施しておく必要がある。

(公有財産の有効活用)

- 公有財産の有効利用を図る必要がある。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する必要がある。

(適正な土地利用)

- 適正な土地利用の推進を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

指標	現状値
自主防災組織活動率	85.4%(R4.4.1)
上水道 基幹管路の耐震適合率	45%(R4.4.1)
下水道マンホールの浮上防止対策	36基(R4.4.1)

(別紙3)「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 巨大地震による住宅・建物・交通施設等の倒壊や密集市街地等の火災による甚大な人的被害の発生

<行政>

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(住宅・建築物の耐震化)

- 住宅・建築物の倒壊は、それ自体が危険であることに加え、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながる。このような事態を防止するため、住宅・建築物安全ストック形成事業による耐震診断等を促進し、耐震化の一層の啓発を図る。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における施設の老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する。
- 児童生徒が災害に対する危険を理解・予測し、自ら判断し、命を守りきる行動ができるよう、実態に応じて、命を守る訓練や DIG、HUG を実施し、防災教育を充実させる。

<消防>

(発災時の火災、危険物による被害の防止)

- 住宅火災による死者数を低減する。
- 危険物等の漏洩流出、火災及び爆発等による多数の死傷者の発生を伴う危険物等災害の防止と発災時における危険物等の保安を確保するために、所要の措置を講じる。

1-2) 集中豪雨、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による甚大な人的被害の発生

<行政>

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路（橋梁）指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。
- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する。
- 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(液状化対策)

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る。

(農業関連施設の整備等)

- 集中豪雨等の異常気象発生時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。
- 羽島用水土地改良区との連携による、内水排除機能の充実に努め、水害防止を図る。
- 逆川の下流域にある市街地において、県営堪水防除事業を実施することで内水排除機能の充実を図り、水害防止を図る。

(浸水被害対策の実施)

- 集中豪雨等の水害発生時に内水排除を促し、浸水被害軽減を図る。
- 浸水被害の恐れがある箇所付近に土のうステーションを設置し、浸水被害の軽減を図る。
- 水防体制の強化を図るため、水防団の定期的な訓練や活動用資機材の整備を計画的に進める。

(災害時の救急医療、衛生状態の確保等)

- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する。

<消防>

(消防計画の見直し)

- 台風、集中豪雨を警戒し、これらによる被害を軽減し及び防ぎよするために必要な事項を見直す。(羽島市消防計画 第10章風水害等警防計画)

1-3) 大規模な風水害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市民が速やかに安全な場所へ避難できるよう、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に女性の視点に配慮した避難所の安全と良好な生活環境を確保する。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるように、災害予防や応急措置等の知識の普及に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を軽減するための備えを促進する。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。
- 減災と地域防災力向上のために活動し、市の防災事業に貢献する防災士を養成する。

1-4) 避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等による人的被害の発生

(要配慮者の避難の確保)

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合の、迅速な避難の確保を図る。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う。

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 災害が発生したときに、市民が、正しい知識と判断をもって行動できるようにするため、ハザードマップの周知等を図る。
- 避難所、緊急避難場所等の市民への周知を図る。

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。

(正確、迅速な情報伝達)

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新を行う。
- 避難情報等の市民への周知徹底を図ることにより、迅速・的確な避難行動に結びつける。
- 市ホームページにおいて、災害情報の迅速かつ正確な発信を行う。
- 災害時に市公式 LINE や Facebook 等の時代に即した手段を利用し、リアルタイムで情報の発信を行うとともに、必要に応じて双方向型のコミュニケーションツールとして活用する。
- 情報発信の体制を構築するため、訓練及び手順書の策定を行う。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒及び保護者の安全な対応のため、学校情報配信アプリ等により学校の対応を伝達し、安否確認により情報収集する。

(高齢者への対応)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者が避難する場合に、円滑かつ迅速に避難できるよう対策を取る。特に以下の施策を行う。

- 団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにする。
- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助をする。
- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等を地域で見守り福祉向上を図る。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。
- 発災初期については、家庭内の備蓄を中心に対応を図る。

(避難所の環境整備)

- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する。

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<行政>

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。

(空家等データベースの活用)

- 空家等データベースの位置情報を、発災後の人命救助の優先度の指標の一つとして活用する。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。

<消防>

(消防施設・設備の整備等)

- 災害から市民の生命及び財産を守るため、災害対応拠点である消防施設・設備の整備、維持管理及び体制の強化を進める。
- 消防の災害対応に欠くことのできない消防・救急自動車等を適切に管理し、地域の安全を確保する。
- 複数の消防本部が施設や車両などの共同化を通じて連携、協力し、消防体制の充実強化を図る。
- 消防団装備の整備を計画的に行う。

2-3) 新幹線等の運転停止に伴う帰宅困難者への水・食料等の供給不足

(市民、帰宅困難者の安全の確保)

- 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、帰宅困難者が安全な場所へ避難するために、災害時啓開等優先道路(橋梁)指定作戦に基づき、避難路の安全を確保する。また、避難所の安全と良好な環境を確保する。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

<行政>

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

(災害時の救急医療、衛生状態の確保等)

- 市民病院について、災害時においても救急医療が実施できる体制を確保する。
- 災害時の救急医療体制を構築、確保するとともに、医療の補完を行う保健指導体制の構築を図る。また、災害時を想定した訓練を実施する。
- 被災時の医療器材の需要に対応するため、マスクなどの備蓄の整備を進める。
- 浸水後の衛生管理により感染症等を予防する。
- 避難所内における衛生管理により感染症等を予防する。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。

(被災動物の救援)

- 岐阜保健所等との連携による被災動物の救援機能の充実に努め、災害時における被災動物の救援を円滑に行う。

<消防>

(地域の防災力の向上)

- 発災時には多数の負傷者が見込まれるため、市民による自主救護活動を普及啓発する。

2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所の環境整備)

- 避難所を安心して利用できるよう耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策などを促進する。

(ボランティア活動の円滑化)

- 生活支援コーディネーターや地域包括ケア体制の構築などボランティアの体制強化を図る。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧を図る。

(歴史民俗資料館等の機能維持)

- 歴史民俗資料館は令和4年度で築26年(平成8年2月新築)、羽島市文化センターは令和4年度で築24年(平成10年新築)、図書館は令和4年度で築32年(平成2年3月新築)をそれぞれ経ており、老朽化が問題となるため、災害による被害を防止する観点も踏まえ、機器の修理・更新等を計画に沿って実施し、それぞれの機能を維持する。

(学校施設の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化)

- 公立学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には避難場所等になることも想定されるため、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を進める。

(上下水道施設の機能維持・応急復旧)

- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する。

(災害時のコミュニティセンターの活用)

- コミュニティセンターは地域のまちづくりの活動拠点であるとともに、地域の防災拠点であるため、災害時の災害対策支部機能の活動基盤強化を図る。

(重要データ等の保護)

- 住民記録システムについて、災害時のデータの流出・喪失を防止する。
- 戸籍総合システムについて、災害時の戸籍の完全滅失を防止する。

- 災害時における業務の早期立ち上げ、重要な行政データ及び情報通信機器の保護を行う。

(要配慮者の避難の確保)

- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う。

(衛生環境の保持)

- 遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する。

4. 生活・経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) 食料等の安定供給の停滞

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。

(鳥獣被害の防止)

- 鳥獣による農産物被害を防止する。

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

(緊急輸送のネットワーク化)

- 発災時には、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するため、あらゆる手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 幹線道路の整備を通じ、駅及びインターチェンジ周辺の活性化と交通ネットワークの充実を図るほか、活力ある都市的な土地利用の促進を進める。
- 幹線道路の整備を通じ、駅周辺の活性化や主要地方道大垣一宮線の渋滞緩和を図るほか、安全で良好な住環境を提供する。
- 交通の円滑化を図り、広域的な交通ネットワークを強化するため関係機関と連携し、幹線道路の整備を促進する。
- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁と舗装長寿命化計画に基づき、計画的に橋梁と舗装の修繕工事を進める。

(上下水道施設の耐震化等)

- 物資供給体制、医療機能、地域交通ネットワーク、救援・救助体制を確保するため、緊急輸送道路や避難施設等へのアクセス道路に埋設された上下水道管路の耐震化を推進する。

5-2) 防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の長期間にわたる供給停止

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時は、防災関係機関の活動が遅延し又は阻害されるおそれがあり、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、その重要性の認識を広め自主防災組織の育成、活動の活性化を図る。
- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(避難所のごみ処理等)

- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する。

(正確、迅速な情報伝達)

- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境等の整備を図る。

(公有財産の有効活用)

- 日本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する。

(避難所の環境整備)

- 避難所等に非常用電源として小型発電機を配備しているが、大規模災害の発生による、避難の長期化に対応できるようエネルギーの確保体制を構築する。

5-3) ライフライン (電気、ガス、上下水道、情報通信等) の長期間にわたる機能停止

(正確、迅速な情報伝達)

- 防災情報等重要な情報を市民に正確に伝達するため、防災通信設備の計画的な整備・更新を行う。

(上下水道施設の耐震化等)

- 上水道施設等について、地震の被害を防止するとともに、老朽化による事故を防止する。
- 管路施設について、地震の被害を防止する。
- 上水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にも水道施設の機能を維持又は応急復旧するため、平時より支援・受援に対するマニュアルを作成し、体制を整える。さらに、避難所や断水地区について、給水対策を講じる。
- 重要なライフラインの一つである上下水道施設について、管路の耐震化を推進し、住環境の改善や災害に強いまちづくりを行う。
- 下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する。

(電気、ガス等の施設被害の未然防止)

- 電気、ガス等について、発災時の施設被害の未然防止を図るとともに、発災時の二次被

害防止と応急復旧の協力を図る。

(水道水の安定供給に係る協定の締結)

- 発災時の水道水の安定供給と二次災害防止のため、近隣自治体等との応援協定を締結する。

(衛生環境の保持)

- 公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の支援を進める。

6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) 市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<行政>

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 発災時において、二次的災害の大規模火災が発生しないよう、平時から防火対策を含めた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。
- 発災時に、外国人住民が正しい知識と判断をもって行動できるように、防災知識の普及に努める。

(児童生徒のための災害対策)

- 児童生徒が市街地での大規模自然災害に備え、自ら判断し命を守ることができるよう、学校内だけでなく、登下校時や大規模自然災害の発生を想定した訓練を実施する。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 平時は市民の憩いの場所として、災害時は避難場所等の機能を持つオープンスペースを確保するため、国営木曾三川公園「桜堤サブセンター」の整備促進、既存の公園における老朽化対策、計画的な維持管理・更新を図る。

(衛生環境の保持)

- 火災によるがれき等が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する。

<消防>

(発災時の火災、危険物による被害の防止)

- 市街地(密集地)における大規模火災発生による人的被害及び物的被害の拡大を防止する。

(地域の防災力の向上)

- 火災を予防するため、市民へ啓発する。

(消防施設・設備の整備等)

- 火災発生時の水利確保のため消防水利の適正配置を行い、地域の安全を確保する。
- 大規模災害時に消防水利を確保し、災害対応に万全を期する。

(消防計画の見直し)

- 火災等の災害を警戒鎮圧、除去するために、消防職員招集計画、出動計画及び火災防ぎょ計画に必要な事項を見直す。(羽島市消防計画 第9章火災警防計画)

(地域の防災力の向上)

- 地域住民の自主的な防災活動を支援し、地域の防災力を高める。

6-2) 農地等の荒廃による被害の拡大

(農業関連施設の整備等)

- ほ場整備により、農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 揚水機等の更新、建屋の耐震補強工事を行い、農業用水の安定供給を図る。
- 水質が良い農業用水を活用した安全で安心な農産物を生産することにより、一段と向上した地産地消効果の促進など、農業経営の安定化の促進を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。
- 土地改良施設の維持管理の財政負担の軽減、平準化を図る。
- 農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の保全管理を行う活動に対し、交付金を交付する。

7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(衛生環境の保持)

- 災害廃棄物が被災者の生活の支障にならないよう仮置場、処理先を確保する。

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

7-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(防災訓練の実施、自主防災組織の育成等)

- 専門的な知識を有する地域防災活動の担い手を育成する。

(備蓄の確保)

- 発災後の市民の生活を確保するための食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充による体制の強化を行う。

(企業のBCPの策定支援)

- 発災後に市の経済活動を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするためには、個々の企業における事業活動の継続確保に向けた取り組みが必要となる。このため、企業のBCP(事業継続計画)の策定を支援する。

(ボランティア活動の円滑化)

- ボランティア活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるようにする。

7-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(液状化対策)

- 地盤が軟弱で液状化現象の発生が考えられることから、データベース化の充実を図るなど適切な予防措置を図る。

(農業関連施設の整備等)

- 水門については、手動操作となっているため、自動化・遠隔操作化を検討し、進める。

(幹線道路、橋梁、公園等の整備)

- 安全で安心な道路施設を提供するため、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁と、舗装長寿命化修繕計画に基づく舗装の修繕工事を進める。

7-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財の保存)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策、老朽化対策、耐震調査・耐震補強等の支援を進める。

(文化財のアーカイブ化)

- 後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集し、アーカイブ化の検討を進める。

7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の実施)

- 災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

(公有財産の有効活用)

- 公有財産の有効利用を図る。
- 旧本庁舎の解体後の敷地について、災害時の避難場所としての機能を確保する。

(適正な土地利用)

- 適正な土地利用の推進を図る。

(資料) 用語の説明

キ	
帰宅困難者	勤務先や外出先等において地震などの災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。
緊急輸送道路	大規模災害時に、県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ県が指定する道路。
コ	
公衆無線LAN	無線LANを利用したインターネットへの接続サービスのこと。 ※LAN 限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信ができるようにしたネットワーク。 ※Wi-Fi 無線LANの規格のひとつ。パソコン、スマートフォン、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線(ワイヤレス)でLANに接続する技術。
サ	
災害廃棄物	災害により損壊・流出した、家屋・家財・自動車・倒木などがれきのこと。
サプライチェーン	原料調達、製造、物流、販売、廃棄など一連の流れ全体のこと。
シ	
自主防災組織	地域住民が協力、連携して、災害から「みんなの地域はみんなを守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。
自助、共助、公助	自助：自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。 共助：家族、企業、地域コミュニティで共に助け合うこと。 公助：行政による救助、支援のこと。
セ	
脆弱性	一般的には、「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。
テ	
DIG	参加者が地図を囲みながら、ゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のこと。Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとって名付けられた。DIG という単語

	は、「掘る」という意味をもつ動詞で、転じて「探求する」、「理解する」といった意味もあり、このことから、「災害を理解する」、「まちを探求する」、「防災意識を掘り起こす」という意味もこめられている。
ト	
道路啓開	被災地との緊急輸送を確保するため、道路において最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。
土地改良施設	農業のための用水・排水施設、道路その他農用地の保全または利用上必要な施設のこと。
土のうステーション	浸水被害の応急対応のため、市民が自由に利用できる土のうを収容した設備のこと。
ナ	
南海トラフ	静岡県駿河湾から九州東方の日向灘沖までの約700kmに渡って続く深い溝状の地形のこと。
ハ	
HUG	避難所運営ゲームの略称。Hinanzyo(避難所)、Unei(運営)、Game(ゲーム)の頭文字を取って名付けられたもので、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームのこと。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図のこと。
ヒ	
非構造部材	天井材や外壁など、構造体(柱、梁、床など)と区分された部材。
BCP	事業継続計画。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、取り組むべき最低限の非常時優先業務を特定し、その業務を継続・早期復旧させるための計画のこと。
ヨ	
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
リ	
リスクコミュニケーション	関係者の間で、想定されるリスクに関する情報を共有し意見を交換し合うことにより、問題についての相互理解を深めること。